

# 大口定期預金

(2020年1月6日現在)

1. 商品名(愛称)	○自由金利型定期預金 愛称:大口定期	
2. 販売対象	○法人および個人	
3. 期 間	○定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1ヵ月超 10年未満 ○定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。	
4. 預 入	(1)預入方法	○一括預入
	(2)預入金額	○1,000万円以上
	(3)預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。	
6. 利 息	(1)適用金利	○固定金利 ○預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ○自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	(2)利払方法	○預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ○預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切捨て)により計算します。
	(3)計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	○個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 *平成25年1月1日~平成49年12月31日までの間は復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ○法人は総合課税となります。	
8. 手 数 料	_____	
9. 付加できる特約事項	○個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (満20歳以上) (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率)	
10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、別紙の表2の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。	
11. 金利情報の入手方法	○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。	

<p>12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時～17時、フリーダイヤル0120-301-865)にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>

## 別紙 定期預金の中途解約利率一覧表

表1. 自由金利型定期預金<M型>(スーパー定期)

預入期間	[定型方式] 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年 [満期日指定方式] 1ヵ月超3年未満	[定型方式] 3年 [満期日指定方式] 3年超4年未満	[定型方式] 4年 [満期日指定方式] 4年超5年未満	[定型方式] 5年 [満期日指定方式] 5年超6年未満	[定型方式] 7年 [満期日指定方式] 7年超8年未満	[定型方式] 10年 [満期日指定方式]
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%
3年以上3年6ヵ月未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×30%
3年6ヵ月以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×60%	約定利率×30%
4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%
5年以上6年未満				約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×50%
6年以上7年未満					約定利率×90%	約定利率×60%
7年以上8年未満					約定利率×90%	約定利率×70%
8年以上9年未満						約定利率×80%
9年以上10年未満						約定利率×90%

(注)小数点第3位以下切捨て

表2. 自由金利型定期預金(大口定期)

<p>(1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。</p> <p>(2) 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。</p> <p>A. 約定利率 - 約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率 - <math>\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p>
--

(注)基準金利については、窓口でおたずねください。

表3. 期日指定定期預金

預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%
預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%
預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%
預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%
預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	預入時の2年以上の利率×90%

(注)小数点以下第3位以下切捨て

表4. 変動金利定期預金

単利型	[定型方式] 1年、2年	[満期日指定方式] 1年超3年未満	単利型・複利型	[定型方式] 3年	解約日の普通預金利率
	預入期間が6ヵ月未満の場合	解約日の普通預金利率		預入期間が6ヵ月未満の場合	
預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×50%	預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%	預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%
預入期間が1年以上3年未満の場合	約定利率×70%	預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%	預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%
		預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%	預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%
		預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%	預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%
		預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×90%	預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×90%

(注)小数点第3位以下切捨て